

# 執行停止再申立書

2023年7月10日

国土交通大臣 御中

申立人：遠藤保男ら 83人

再申立人の表示 別添下記名簿のとおり

執行停止再申立て 連名提出者名簿 事業地居住地権者とその関係者22人分

執行停止再申立て 連名提出者名簿 共有地権者61人分

再申立人ら連絡先

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970番

FAX 045-877-4970番

遠藤保男

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関二丁目1番3号

被申立人 国

上記代表者国土交通大臣 齋藤 鉄夫

処分行政庁 長崎県収用委員会

## 再申立の趣旨

長崎県収用委員会が2019年5月21日付【28長収第17号】等によりなした収用明渡裁決の効力は、本収用明渡裁決取消請求裁定が確定するまでこ

れを停止する。

## 再申立ての理由

請求人らは2019年8月9日付で、「長崎県収用委員会が2019年5月21日付【28長収第17号】等によりなした収用明渡裁決の効力は、本収用明渡裁決取消請求裁定が確定するまでこれを停止する。」を申し立てたが、2019年9月18日付で国土交通大臣赤羽一嘉は「執行停止をしない」を決定した。

その主たる理由は「権利取得裁決により回復困難な重大な損害が生ずるとは認められず、執行停止をする必要があるとは認められない。」「また、本件裁決のうち、同法第49条の規定による明渡裁決については、その相手方に対し、裁決に定められた時期までに裁決の対象たる物件の移転義務等を課すのみであり、それ自体として執行力を有するものではなく、その執行は、当該裁決の存在を前提として行われる同法第102条の2の規定に基づく代行又は代執行によってなされるものであることから、明渡裁決により回復困難な重大な損害が生ずるとは認められず、その執行停止をする必要があるとは認められない。」としていた。しかし、2023年2月ごろから長崎県は、「起業者が収用地内で工事等を行なうときは、覚書きに基づいて、被収用地権者の了解を得るべく話合い（＝協議）をする」ことなしに収用地内での工事を始めている。収用地内での工事によって、田畑への給水溝の破壊、農地への土砂埋立、イノシシ防除柵の破壊などで、被収用地権者の半農半Xの生活基盤が壊される事態に至っている。このような事態は早急に食い止めなければならない。

「石木ダムには必要性があるのかないのか」＝「石木ダムに生活基盤譲る必要性があるのかないのか」を中心に据えた「収用明渡裁決撤回を求める審査請求」が現在なされていて、審査庁である国土交通大臣の判断が下されていない。

このような現状においては、すくなくとも、「収用明渡裁決撤回を求める審査請求」の決定が出されるまでは収用地内での工事継続の差止めを求めるものである。

#### **収用地内での工事と、その工事による生活基盤破壊の現状**

その実態については、「滴」第48号

([https://drive.google.com/file/d/14BlaL1DhO\\_H7\\_GS9t3HpPmkg7cligxOB/view?usp=drive\\_link](https://drive.google.com/file/d/14BlaL1DhO_H7_GS9t3HpPmkg7cligxOB/view?usp=drive_link))

を参照されたい。